

令和6年度第1回鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会 会議録

- 1 日 時：令和6年11月25日（月）午後2時00分～午後2時50分
- 2 場 所：鎌ケ谷市役所本庁舎3階 303会議室
- 3 出席者：徳田訓康会長、尾辻亨副会長、小嶋宏信委員、高橋成秀委員
杉山宏之委員、山中由美子委員
- 4 欠席者：赤畑徹委員、加藤俊和委員、田中由佳委員、眞田学委員
- 5 事務局：館岡高齢者支援課長、谷口課長補佐(事)地域包括支援係長
栗田副主幹(事)介護保険係長、能登谷高齢者福祉係長、竹山主査補
- 6 公開・非公開の区分：公開
- 7 傍聴者：0名
- 8 議 題：(1) 会長、副会長（職務代理者）の選出について
(2) 鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
(3) その他報告事項

令和6年度鎌ケ谷市の介護保険事業の特徴及び第8期介護保険事業計画における認定者数等のモニタリングについて

(事務局) ただ今より、令和6年度第1回鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会を開催いたします。会長選出までは事務局で進行させていただきます。

まず初めに本協議会について説明いたします。本協議会は、鎌ケ谷市介護保険条例第8条において設置が定められており、本協議会の審議事項として、(1) 介護保険事業の円滑な推進に関すること (2) 鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること (3) 地域密着型サービスの運営に関することの3つが、鎌ケ谷市介護保険条例施行規則第8条により定められております。

次に本日の会議の成立について説明いたします。鎌ケ谷市介護保険条例施行規則第8条第7項の規定によりまして、定足数として過半数の委員の出席が必要です。ただいまの出席委員は10名の内6名で定足数に達しておりますので、会議を進めさせていただきます。

なお、会議録を作成する都合上、本会議の議事は録音させていただきますことをあらかじめご了承願います。

会議に先立ちまして高齢者支援課長より挨拶申し上げます。

(高齢者支援課長) 高齢者支援課の館岡です。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本協議会で策定していただきました第9期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、今年4月より始まり事業を進めております。計画は3年おきの改定となりますので、今年度の会議は本日のみの予定ですが、来年度には市民意識調査、令和8年度には計画策定を予定しております。

昨今の情勢として、今年9月には高齢社会対策大綱が閣議決定し、認知症施策推進基本計画が今後閣議決定される予定となっております。そういったものも加味しながら次期計画を策定していきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

(事務局) 委員の皆様におかれましては、本日が第1回目の会議となりますので、ここで委嘱状を交付いたします。

【委嘱順】

鎌ヶ谷市自治会連合協議会 尾辻 亨 様
鎌ヶ谷市老人クラブ連合会 小嶋 宏信 様
船橋歯科医師会 高橋 成秀 様
船橋薬剤師会 杉山 宏之 様
鎌ヶ谷市社会福祉協議会 徳田 訓康 様
市民公募 山中 由美子 様

(事務局) なお、鎌ヶ谷市医師会 赤畑 徹 様、鎌ヶ谷市民生委員 児童委員協議会 加藤 俊和 様、千葉県習志野健康福祉センター 田中 由佳 様、人権擁護委員 眞田 学 様は、本日所用により欠席と連絡を受けております。

(事務局) 続きまして、出席者の自己紹介をお願いします。名簿番号順をお願いします。

— 委員自己紹介 —

(事務局) 続けて、事務局の自己紹介をお願いします。

— 事務局自己紹介 —

(事務局) 次に、会長の選出および職務代理をしていただく副会長の指定について議題といたします。会長の選出につきましては、鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第4項の規定で、委員の互選で定めることになっております。どなたか推薦を

お願いいただけますでしょうか。

(委員) 徳田委員を推薦します。

(事務局) ただいま、会長に徳田委員をという推薦がありました。ほかにはございませんか。

(他、推薦・異議なし)

(事務局) それでは、異議なしということで、徳田委員に会長をお願いすることにします。徳田会長は、会長席へ移動をお願いします。以降は、会長に議事進行をお願いします。

(会長) 本日は、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。
まず、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

(事務局) 本日の傍聴希望者は、おりません。

(会長) 次に、職務代理をしていただく副会長の選出については、鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第6項によりまして、会長が指定することとなっております。尾辻委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) では、尾辻委員に副会長をお願いします。尾辻副会長一言挨拶をお願いします。

(副会長) 鎌ヶ谷市自治会連合協議会の尾辻です。分からないこともあります。精一杯努めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(会長) 次に、会議録の署名人の選任をお願いしたいと思います。事務局の案はありますか。

(事務局) 委員名簿順で署名をお願いしたいと思います。今回は、2番小嶋委員と4番高橋委員にお願いしたいと思います。

(会長) それでは、小嶋委員と高橋委員よろしくお願いいたします。
次に、事務局より本日の資料の確認をお願いします。

(事務局) 資料は、会議次第のほか本協議会根拠法令、委員名簿、議題

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、令和6年度鎌ケ谷市の介護保険事業の特徴及び第8期介護保険事業計画における認定者数等のモニタリングについて、以上の6点です。

(会長) それでは、議題2「鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 「鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について説明いたします。資料1をご覧ください。資料は第9期計画の冊子を引用したものです。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体化したもので、高齢者に関する各種保健福祉事業、また介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、3年を1期として策定するものです。策定にあたっては、国や県の動向や、鎌ケ谷市の最上位計画である鎌ケ谷市総合基本計画や他の計画と整合を図っております。なお、3年に1度改定する介護保険料の設定についても、計画の中に含まれております。本計画の策定については、鎌ケ谷市介護保険条例及び施行規則において、この協議会の中で審議することと定めております。

次のページをご覧ください。現在は第9期で、今年度の令和6年度から令和8年度までを計画期間としており、計画の策定を本協議会で行ってまいりました。皆様におかれましては、現在の第9期計画の評価と、次の第10期計画の策定をご審議いただきます。

まず、第9期計画の評価について説明します。第9期計画では「住み慣れた地域で支えあい、安心していきいきと暮らせるまち かまがや」を目指す姿として、4つの基本目標と11の施策の柱を設けております。施策の柱ごとに取組指標と成果指標を定めており、第9期計画の最終年度である令和8年度の目標値を設定しております。各年度の会議において、成果目標に対する進捗状況をお示ししますので、委員の皆様からの忌憚ないご意見や目標達成に向けてのアドバイスをいただきたいと思っております。

次に、第10期計画策定の進め方について説明いたします。

まず、来年度である令和7年度には、計画策定にかかる市民アンケート調査を行います。このアンケート調査は、介護保険法第117条において、「市町村は日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握し、これらの事情を勘案して、計画を作成するよう努めること」と定められていることを基に実施しており、厚生労

働省が今後第10期計画策定に向けて定める基本指針の中で、調査方法等が示されることとなっております。前回の第9期計画では、基本指針に基づき約8,000名の市民などを対象に実施いたしました。アンケート調査の結果を取りまとめた後、令和8年度に計画の策定を行います。

今後の会議の予定ですが、前回の第9期計画策定時をもとに申し上げますと、調査を実施する来年度の令和7年度は11月頃に1回、計画を策定する令和8年度には、夏頃から年明けにかけて3回程度会議を開催することを予定しております。

説明は以上です。

(会長) ただ今事務局から説明がありましたが、質問等がありますか。私から1点よろしいでしょうか。令和6年度の地区別の認定率はどうなっていますでしょうか。

(事務局) 令和6年度の認定率はまだ出ておりませんが、第9期計画本編11ページに、令和5年10月現在の地区別の認定率を掲載しております。

令和5年10月1日現在の市全体の認定率は17.9パーセントで、地区別にみると一番高いのが中央地区の19.1パーセント、2番目に高いのは北部地区の18.8パーセントです。高くなっている要因の1つとして、地区内に特別養護老人ホームなどの介護保険施設等が多いことが挙げられます。

(会長) ほかにございませんでしょうか。

なければ次に、報告事項「令和6年度鎌ヶ谷市の介護保険事業の特徴及び第8期介護保険事業計画における認定者数等のモニタリングについて」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 令和6年度鎌ヶ谷市の介護保険事業の特徴及び第8期介護保険事業計画における認定者数等のモニタリングについてご説明いたします。初めに資料2、令和6年度鎌ヶ谷市の介護保険事業の特徴をご覧ください。

この介護保険事業の特徴ですが、国の介護保険事業の分析を支援するシステムとして、地域包括ケア「見える化」システムというものがございます。この見える化システムは介護保険関連の各市町村のデータを抽出し比較できるシステムですが、このシステムを利用して、地域の比較による地域課題分析を行い、市の目標や取り組むべき施策を明らかにして報告し、共通理解を図っていく取組がこの報告となります。なお、見える化システムから引き出せるデータの都合上、少し

前のデータとなってしまうのですが、令和2年度の国勢調査データ、令和4年度の人口推計データ、令和4年度の介護保険の認定・給付データを使用し比較を行っております。時間もございますので、ポイントを絞って報告させていただきます。

それでは2ページをご覧ください。2ページ(1)は高齢化率となりますが、この表の数字は将来推計人口のデータとなり、実際よりも少し高い数値が出ていまして、実際の高齢化率は、令和4年4月で28.59パーセント、最新の令和6年9月末時点で28.49パーセントとなっております。他市との比較では、県内の37市中、高い方から21番目となっております。また、表の下のグラフは高齢者の中で前期高齢者・後期高齢者の割合を後期高齢者が低い方から順に並べていますが、県内でも後期高齢者の割合が低い方から29番目、高い方から9番目になっています。この後期高齢者の割合は、平成27年では、低い方から10番目になっていましたので、数年で高齢者中の高齢化が進んできている状況です。

次に4ページをご覧ください。4ページ(1)は要介護認定率、下の(2)は調整済み要介護認定率となっております。この調整済み認定率とは、後期高齢者・特に85歳以上の高齢者が多いと認定率は高くなることから、地域間の比較をしやすくするために、人口構成を全国平均となるような調整を行ったものであり、(2)の調整済み認定率は県内で高い方から5番目となっております。一方で(1)の認定率は17.8パーセントで、県内でも真ん中より少し高い方にいますので、年齢構成の関係で低く抑えられており、年齢構成を同じ条件で比較すると、県内でも高い認定率になっていると言えます。

続いて、5ページをご覧ください。5ページは先ほどの調整済み要介護認定率を、重度・軽度に分けてグラフ化したものであり、縦方向に上に行くほど重度認定率が高く、横方向に右に行くほど軽度認定率が高くなっています。このグラフを見ると、鎌ヶ谷市の認定率は高いと感じます。しかしながら、この認定率の高低につきましては、低ければいいというものでもなく、介護サービスが必要な人が認定を受けていないという事態は避けるべきでございます。また一方で、認定率が高いということは、介護サービスを必要としない方にも認定を出していることも考えられ、認定のための調査・審査にもコストがかかりますので、適正な運営による事業の継続性の確保といった面からは、現状の運用について見直す必要があるとも考えられます。ここで鎌ヶ谷市の位置を見ますと、重度認定率は高く、軽度認定率は近隣(船橋、市川、野田、流山、習志野)と比較してある程度低くなっていますの

で、介護サービスが必要ない方を認定しているという点は、ある程度抑えられているのではないかと考えられます。また、重度認定率が高い点につきましては、他市よりも重い介護度の判定となっている可能性もありますが、良い悪いの判断はなかなか難しいため、今後も適正な認定という視点を持ち、事業を進めていきたいと考えております。

続きまして、9ページをご覧ください。介護給付費関係のデータは令和4年度の数字となっています。9ページは介護サービスごとに被保険者1人あたりの給付月額を全国平均・千葉県平均・鎌ケ谷市を比較したグラフになります。左側から順に見ていきますと、まず、一番左の介護老人福祉施設ですが、これはいわゆる「特養」と呼ばれる特別養護老人ホームの事で、鎌ケ谷市では現在9施設あり、比較的整備が進んでいることから前年度までは国・県を超えていましたが、令和4年度では少し下回っています。この特養は、令和5年3月に1施設が開設し、令和7年度にはもう1施設が開設予定であることから、今後は上昇していくと考えられます。

左から2番目の介護老人保健施設は、医療的な措置が必要で安定してきた方が、おおむね半年までを目安に在宅復帰を目指してリハビリなどを行いながら過ごす施設であり、鎌ケ谷市には2施設あります。こちらは国を下回り、県と同程度になっています。

左から3番目は特別養護老人ホームの中でも市民に限定された、地域密着型サービスの施設になりますが、市内1施設のみのため低くなっています。

左から4番目はヘルパーが自宅に来て介護を提供する訪問介護になります。訪問介護は国・県より低くなっていますが、これは、他市では比較的重度で、訪問介護をたくさん使って自宅で生活を続けていくような方が、鎌ケ谷市では特養などの入所施設や後から出てきますショートステイを利用しているためではないかと考えられます。

左から5番目は看護師が自宅に来て療養上の世話などを提供する訪問看護です。訪問看護は国より低く、県と同程度となっています。訪問看護事業所は令和2年10月時点で9事業所であったものが、令和5年10月時点で14事業所に増えており、給付額も年々伸びてきていますので、今後は国・県との差が縮まると思われれます。

左から6番目の通所介護は、事業所に送迎付きで通って、日常生活の世話、お風呂、食事、レクリエーション、運動などの機能訓練を提供する、いわゆるデイサービスです。デイサービスは国・県を超えていますが、市内の事業所数も多く、食事、お風呂、カラオケなどがあり、1日ゆったり過ごせる事業所、食事、お風呂がなく、半日で運動に特化した事業所など、事業所により多様なサービスを提供しています。

左から7番目は事業所に通って、専門的な資格を持ったスタッフからリハビリテーションなどを提供する通所リハビリテーションです。これは介護老人保健施設の2施設内で運営しており、傾向も介護老人保健施設と同じような形となっています。

左から8番目の短期入所生活介護は、おおむね1週間程度までの期間を施設で過ごす、いわゆるショートステイです。ショートステイは特別養護老人ホームが併設していることが多いことから、比較的整備が進んでいると考えられ、国・県を超え、利用が多くなっていると考えられます。

左から9番目は自宅で生活する方が手すり、車椅子、ベッドなどの必要な福祉用具をレンタルする福祉用具貸与です。訪問介護・訪問看護などの在宅でのサービスと同様に国・県より低い傾向が出ています。

右から3番目の特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームなどで一体的な介護サービスを提供するもので、いわゆる介護付き有料老人ホームで受ける介護サービスになります。このサービスは特別養護老人ホームの整備が進んでいることから、国・県より低くなっています。

右から2番目の認知症対応型共同生活介護は、認知症の方がスタッフの介護サポートを受けながら共同で生活する、いわゆる認知症グループホームです。市内に4施設と限られていることから、国・県より低くなっています。

一番右の地域密着型通所介護は、先ほどのデイサービスで、市民限定の地域密着型サービスであるデイサービスです。こちらも市内の事業所数が多く、国・県を超えています。

以上がサービスごとの被保険者1人あたりの給付月額と比較となりますが、関連性があると思われる事項をまとめますと、1点目は、特養・ショートステイの整備が進んでいて、国・県を超える一方で、住宅型有料老人ホーム・認知症グループホームの施設数は比較的少なく、国・県を下回っています。2点目は、特養・デイサービスの整備が進んでいて国・県を超える一方で、在宅のサービスである訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与は国・県を下回っていると考えられます。

続きまして10ページ以降になりますが、10ページ、11ページは入所して生活する施設サービス等の被保険者1人当たりの給付月額の県内各市の比較になります。

10ページ上の介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームは、この令和4年度は国・県を下回っていますが、例年は国・県を超えて県内でも真ん中より高い水準にあります。

一方で、11ページの上が特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホームになります。完全に一致してい

るものではありませんが、だいたいの傾向として、特別養護老人ホームが高い市は、介護付き有料老人ホームが低く、逆に特別養護老人ホームが低い市は介護付き有料老人ホームが高い傾向が見られます。

また、11ページ下の認知症グループホームは県内でも低い方になっていますが、現在あるグループホームで待機者数が非常に多くなっているという話などがいないため、第9期計画でも現行の施設数のままになっています。

続きまして13ページをご覧ください。13ページからは訪問・通所系サービスの受給者、利用されている方1人あたりの利用者数と給付月額になり、利用者がどの程度利用しているかといった、使っている人の利用頻度と金額の比較になっています。13ページの訪問介護は県内でも低めになっていますが、その理由は重度の方が特養などの施設やショートステイを多く利用されているのでないかと考えられます。

次に14ページの訪問看護ですが、県内でも真ん中あたりですので、利用者1人当たりの利用頻度は標準的と考えられます。

次の15ページはデイサービスですが、県内でも利用頻度が高い傾向があります。

次の16ページはショートステイですが、県内でも利用頻度が高くなっています。

以上のように、認定者数やサービスの利用状況を見てきましたが、鎌ケ谷市の介護保険事業の特徴のおおまかなイメージとしましては、認定者数は増えていく傾向であり、その中でも重度認定者数が多くなっています。次に、介護サービスの面では、特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービスは施設・事業所数が多く、利用者が多くなっている一方で、訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与などの在宅でのサービスは、事業所数・利用は一定程度ありますが、利用はそこまで高くありません。また、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホームは施設数が限られるため、利用は多くないといったことが特徴として言えるかと思えます。

以上が令和6年度鎌ケ谷市の介護保険事業の特徴の報告となります。

続きまして資料3、第8期介護保険事業計画における認定者数等のモニタリングについて報告いたします。このモニタリングは計画における計画値と実績値を比較したものになります。

それでは1ページをご覧ください。モニタリングは毎年行っており、今回は表の中で3年目の「R5」と書かれている令和5年度の部分となりますが、認定率の計画値は全体で18.5パーセントのところ、実績は全体で17.9パーセ

ントと計画値より低くなっており、前年と比較しても増加がございませんでした。その中でも要支援1・要支援2は低く、要介護4・要介護5は高くなっていて、これは先ほどの特徴で見た認定率の傾向がモニタリングでも見て取れます。また、要支援1の乖離が計画比79パーセントと顕著となっていますが、計画での要支援1は、令和3年度760人、令和4年度790人、令和5年度822人と増加していくと見込んでいたところ実績は、令和3年度811人、令和4年度766人、令和5年度649人で減少しており、これは、要介護1以上の人数が増加していることから、要支援から要介護へと悪化した人が多くいた一方で、新規で要支援の認定を受ける方がそこまで多くなかったことが原因ではないかと考えられます。

続きまして、2ページをご覧ください。2ページは介護給付の利用者数と回数の計画値との比較となっており、次の3ページは介護給付費の比較となっていますが、2ページ、3ページの色がついたグラフの部分、計画と実績の乖離状況の傾向は、ほぼ同じとなっています。2ページの色をついた棒グラフをご覧ください。特に顕著なものとしまして、上から3つ目の訪問看護では40.5パーセント、上から5つ目の居宅療養管理指導では10.3パーセント、上から9つ目の短期入所療養介護では92.1パーセントと増加方向に乖離していますが、この3つは医療系のサービスとなっていて、高齢者の中でも後期高齢者の割合が増加している中で、要介護者の重度化などで、医療系のサービスのニーズが上昇し、計画との乖離が生まれたのではないかと考えられます。

なお、今回モニタリングを行った第8期計画は令和5年度末で終了しており、令和6年度からは第9期計画がスタートしておりますので、来年度からは第9期計画でのモニタリングを報告させていただきます。

以上、報告となります。

(会長) ただ今事務局から説明がありましたが、質問等はありませんか。私からよろしいでしょうか。鎌ケ谷市の在宅関係のサービス利用が低いとありましたが、事業所の周知はどのように行っているのでしょうか。

(事務局) 令和6年度鎌ケ谷市の介護保険事業の特徴の18ページに市内事業所の整備事業が地区別に掲載されていますが、一番上の訪問介護の事業所は27あり事業所数自体が少ない訳ではありません。1人あたりの利用量が県内や他の自治体と比較して比較的抑えられている状況にあると考えております。

(副会長) 第8期介護保険事業計画における認定者数等のモニタリン

グについての1ページにある認定者数の計画値はどのように出しているのでしょうか。

(事務局) この計画値は、第8期計画の策定時において算出したものです。策定時の令和2年度時点では認定者数がそれまで増えていたため、人口の推移等も見て計画値を算出しました。

(会長) 令和7年度の認定率20.1パーセントはどのように算出したのでしょうか。

(事務局) これも第8期計画において算出したもので、第8期計画期間中は認定者数が想定より伸びなかったため、第9期計画の策定時において、令和7年度の認定率を19.4パーセントに修正いたしました。

(会長) 先ほど、認定を受ける方がそこまで多くなかったという説明があったがどういうことでしょうか。

(事務局) 要支援者の人数が少なかった要因の中でそのように説明しましたが、あくまで仮の1つの要因として申し上げただけです。認定率が低いから良いという訳ではありません。

(会長) そのほか、何かありますでしょうか。ないようでしたら本日の議題は以上となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) 次回の会議についてですが、会議の中で説明させていただきましたように、来年の令和7年11月頃を予定しておりますので、近くなりましたら日程調整をさせていただきます。よろしく願いいたします。
事務局からは以上です。

(会長) 以上で、令和6年度鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会第1回会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以上、会議の経過を記載し相違ないことを証するため次に署名する。

令和6年12月19日

署名人 高橋 成秀 _____

署名人 小嶋 宏信 _____